

広島県告示第六百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十年八月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

福山市

二 事業の種類

福山市坪生公民館改築工事

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県福山市坪生町五丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

福山市坪生公民館改築工事（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福山市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。

また、福山市は、施設の設定及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 福山市坪生公民館は、昭和四十八年に建築され、昭和六十三年に増築された木造公民館であるが、公民館の設置及び運営に関する基準（昭和三十四年文部省告示第九十八号。以下「公民館設置運営基準」という。）に規定する、資料の保管及びその利用に必要な施設並びに体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えておらず、経年による老朽化も進んでいる。

また、廊下の幅が狭い上、点状ブロック等の敷設もなく、車いす使用者用の駐車場が整備されていないなど、高齢者、障害者等の利用に支障を来たしている。

本件事業の完成により、福山市坪生公民館は、公民館設置運営基準を充足し、高齢者、障害者等をはじめ、より多くの住民に対し利便性に優れる公民館に改築されることから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、福山市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事着手して

差し支えない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本事業の位置の選定については、福山市坪生町五丁目移転案（以下「申請案」という。）のほか、福山市坪生町現在地活用案及び福山市坪生町四丁目移転案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、交通の利便性が高いこと、周辺道路に歩道が整備されているため利用者の安全面で有利であること、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、福山市坪生公民館は、高齢者、障害者等の利用に支障を来たし、経年による老朽化も進んでいることから、できるだけ早期に本事業を施行し改善を図る必要があると認められる。

また、坪生学区町内会連合会から、本事業の早期整備に関する強い要望がある。以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県福山市役所